3　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

揖斐川は、揖斐郡揖斐川町に位置する冠山を水源とし、支川の坂内川、粕川、牧田川等を合わせ桑名市で一級河川木曽川水系長良川と合流して伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長121㎞、流域面積1,840㎢に及ぶ河川である。

揖斐川は、その流域に岐阜県、滋賀県及び三重県の６市９町を擁する治水上重要な河川であるが、流域の年平均降水量は約2,500㎜で、源流域の年平均降水量は約3,000㎜に達する多雨地域であることなどから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和50年８月の台風６号では戦後最大規模の洪水に見舞われたほか、近年では、平成14年７月の台風６号による洪水により、床上浸水家屋445棟及び床下浸水家屋498棟の甚大な被害が発生している。

木曽川水系の治水対策は、平成19年11月に木曽川水系河川整備基本方針が策定、平成20年３月に木曽川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）が策定（平成27年１月変更）され、整備計画に基づき、昭和50年８月及び平成14年７月の洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である万石における河道配分流量3,900㎥／秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、既存のコンクリート構造堤防が築造から56年経過し、堤体の亀裂や劣化等の老朽化が著しく、破堤のおそれが高いことから、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、老朽化した堤防に代わり本件区間に土堤構造による堤防が新たに整備されることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年２月に、任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令に定められた基準を満足するとされている。さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成29年２月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ及びシジミガムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハス等、準絶滅危惧として掲載されているモノアラガイ、トノサマガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているホソバイヌタデ、タコノアシ、ミゾコウジュ、カワヂシャ及びフジバカマその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はないと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、海津市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、既存のコンクリート構造堤防が築造から56年経過し、堤体の亀裂や劣化等の老朽化が著しく、破堤のおそれが高いことから、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、土堤構造による堤防案（以下「申請案」という。）及びコンクリート構造による堤防案の２案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積は多いものの、移転対象物件数は同程度であり、河道内の施工がなく河川環境へ与える影響も同程度であること、基礎杭の設置等を伴うコンクリート構造による堤防案に対し、一般的な築堤工事であることなどから、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、既存のコンクリート構造堤防が築造から56年経過し、堤体の亀裂や劣化等の老朽化が著しく、破堤のおそれが高いことから、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、桑名市長を会長とする木曽三川下流改修工事促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岐阜県海津市役所

○関東地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間
三百五十七号	船番市〇〇日の出町二丁目一番六から同市楽町二丁目二番七三まで（ただし、関係図面に表示する部分の三重県及び同県千葉県を除く。）

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十七日